



ひと、くらし、みらいのために
宮城労働局
Miyagi Labour Bureau
<http://www.miyarou.go.jp>

平成 23 年 3 月 30 日

平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震に伴う宮城労働局の対応について(第2報)

- 3 月 11 日 (金) 14 : 46 三陸沖で地震発生
3 月 11 日 (金) 宮城県知事が全 35 市町村に災害救助法を適用

1 宮城労働局の災害対策体制

- 3 月 11 日 宮城労働局内に「厚生労働省現地連絡本部」設置
東北厚生局長を本部長とし、宮城労働局長を本部代理とする厚生労働省現地連絡本部を設置(3 月 14 日「厚生労働省現地対策本部」に移行(本部は東北厚生局内に設置))
- 3 月 11 日 「宮城労働局災害対策本部」設置
宮城労働局長を本部長とする「宮城労働局災害対策本部」を設置

2 宮城労働局における対応状況

- 3 月 14 日 ハローワークに「震災特別相談窓口」設置
- 3 月 18 日 「災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」(別添 1)
宮城労働局長から建設業団体に、災害復旧工事(余震の発生に留意した安全な施工、土砂崩落災害の防止、がれきの処理における石綿等ばく露の防止等)等における労働災害防止対策の徹底について緊急要請
- 3 月 20 日、21 日 労働局において「電話相談」を実施(相談総数 71 件 雇用調整助成金、失業認定、休業手当に関するものが主)
- 3 月 22 日 「新規学校卒業予定者等に係る採用内定者の確保を要請」(別添 2)
宮城県知事、宮城県教育長、宮城労働局長連名で、社団法人宮城県経営者協会会長あて、新規学校卒業者に対する採用内定者の確保についての要請
- 3 月 22 日 「経済団体に対し支援策等の説明」(別添 3)

経済団体からの地震に係る情報把握と経済団体への支援策等についての説明

- 3月24日 「雇用調整助成金等に係る説明会を開催(ハローワーク気仙沼)
雇用調整助成金等及び雇用保険失業給付の特別措置についての説明会を開催(水産加工約40社、求職者約100人参加)
- 3月24日 各避難所等に対する支援策の周知(別添4)、各避難所等への求人票の張り出しの要請
- 3月25日 労働局及び労働基準監督署に「緊急相談窓口」設置
- 3月25日 「ラジオ放送局等に対し、被災者に対する支援策の案内を要請」
- 3月26日、27日 労働局にて「雇用・労働に関する電話相談」を実施
(相談総数：労働基準関係304件、職業安定関係530件)
- 3月29日 「雇用調整助成金等に係る説明会を開催(ハローワーク塩釜)」
- 3月29日 「山元町役場において臨時雇用保険相談窓口を開設(ハローワーク仙台)」
- 3月30日 「亘理町悠里館において臨時雇用保険相談窓口を開設(ハローワーク仙台)」

【4月の予定】

- ・ 「丸森町 丸森まちづくりセンターにおいて臨時雇用保険相談窓口を開設(ハローワーク大河原)」【1日】
- ・ 「川崎町 山村開発センター」において臨時雇用保険相談窓口を開設(ハローワーク大河原)」【1日】
- ・ 避難所及び仮設住宅が集中する地域における「雇用・労働に関する臨時相談窓口・出張相談窓口」の設置及び関係施策のお知らせ
- ・ 避難所及び仮設住宅が集中する地域における求人票の張り出し
- ・ 宮城県災害対策本部と連携の上、「救急薬品等を配布」
- ・ 労使団体、自治体等を通じた労災保険給付の請求手続に係る周知
- ・ 宮城労働局及び労働基準監督署において、被災された事業者及び労働者等の復旧活動を支援するため、「防じんマスク(6,500枚)を配布」
- ・ 労働災害防止のための復旧工事現場等に対する安全パトロールの実施

3 雇用・労働関係の緊急対策の概要

- 3月11日 「労災保険給付の請求に係る事務処理について」
労災保険給付請求に関して、事業主証明や医師の証明なしでも請求可能とすること、地震により業務遂行中に建物の倒壊等により被災した場合には業務災害とすること等
- 3月12日 「緊急雇用対策(特例的な失業保険の支給等)の実施について」
 - ① 今回の地震により事業の継続が困難となった災害救助法指定地域の事業所から、一時的に離職せざるを得ない方の生活を保障するため、事業再開後の再就職が予定されている方であっても、雇用保険の失業

手当を支給できる特例措置を実施。また、住所地以外のハローワークでも受給可能に

- ②緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供できるよう、雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用することを同機構に要請

○ 3月14日「労災診療の取扱いについて」

労災保険の療養の給付の手続について、任意の様式によっても差し支えないこと、また、非指定医療機関の指定の遡及適用や指定申請の勧奨等を実施。

○ 3月14日「労働保険料等の納期限の延長等について」

被災地域にある事業所について、労働保険料（一般拠出金を含む。）の納付期限の延長及び猶予の実施

○ 3月15日「障害者雇用納付金の納付期限の延長等について」

被災地域内に主たる事務所が所在する事業主について、障害者雇用納付金の納付期限の延長、被災地域外に主たる事務所が所在する事業主に対しても一定の要件を満たす場合の納付猶予を実施

○ 3月16日「産業保健推進センター等における健康相談の実施について」

産業保健推進センター、地域産業保健センター等におけるメンタルヘルスを含む健康問題に関する電話相談対応の実施

○ 3月17日「雇用調整助成金の特例について」

震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業主について支給要件の緩和（事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にすること、計画届の事後提出を可能にすること）

○ 3月17日「基金訓練の取扱いについて」

訓練・生活支援給付を受けている基金訓練の受講者が、地震等の被害により、訓練の受講が困難となった場合であっても、「やむを得ない事情」により訓練に出席できないものとして、訓練・生活支援給付の支給

○ 3月17日「各種助成金の支給申請等の期限延長について」

各種助成金について、災害時における支給申請期限に係る取扱い（支給申請が可能になった後、一定期間内に支給申請等を行えば期限までに支給申請等があったものとしての取扱い）

○ 3月18日「激甚災害等における特例処理に係る事業所（派遣先等）の取扱いについて」

雇用保険の失業手当の特例措置（激甚災害と指定されたことに伴い、事業所が直接的な被害を受け、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくとも雇用保険の失業手当を支給できる）について、就業場所が、請負現場や労働者派遣事業の派遣先である労働者も対象となる

ことを明確化

○ 3月23日「未払賃金の立替払事業の運営について」

地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化

○ 3月24日「労災認定の業務上外の判断等について」

被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の取扱要領を定め、迅速な処理の徹底及び「労災保険Q & A」の作成・周知

○ 3月24日「労働保険料の納付期限の延長について」

労働保険料及び障害者雇用納付金の納付期限の延長等

4 労働基準監督署・ハローワークの開庁状況等

労働局・ハローワーク・労働基準監督署における被災者に対する支援体制を強化

(1)ハローワークに「特別相談窓口」を設置し、被災者の方々の仕事に関する相談に対応

(2)労働局及び労働基準監督署に「緊急相談窓口」を設置し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談に対応

ハローワークの開庁状況：全10所中9所開庁（閉庁：気仙沼所（庁舎浸水のため。ただし、20日から気仙沼市役所に窓口を設置し、失業認定等の業務を開始）。なお、ワークプラザ泉、名取地域職業相談室も閉鎖中）

労働基準監督署の開庁状況：全5署開庁

5 労働基準監督署・ハローワークにおける相談受付概況

(1) 3月16日～28日の累計・速報値(土日休日を除く。)

監督署における相談件数(別紙のとおり)	1,407件
ハローワークにおける来所利用者件数(別紙のとおり)	21,777件

(内訳)

監督署における労働相談件数		ハローワークにおける来所利用者件数(※)	
解雇	195	休職関係	12,212
賃金	108	認定関係	4,961
休業手当	298	資格決定関係	890
賃金立替払い	5	求人関係	233
その他	298	助成金関係	636
小計	904	訓練関係	775
		その他	2,070
監督署における労災補償関係相談件数			
	503		
合計	1,407	合計	21,777

注) 求人情報閲覧のみの利用者数を含む。

(2) 3月26日(土)～3月27日(日)の電話相談状況(別添5)

建設業労働災害防止協会宮城県支部長
(社)宮城県建設業協会長
(社)宮城県建設専門工事業団体連合会会長
(社)日本土木工業協会東北支部長
仙台建設労務管理研究会長 殿
(社)宮城労働基準協会長

宮城労働局長

東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事等における
労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃、労働災害防止対策の徹底にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月11日の「東北地方太平洋沖地震」により宮城県内全域に甚大な被害が発生しました。すでに、ライフラインの回復のための懸命な作業が続けられ、今後、倒壊した建物等の片付け作業、被害を受けた道路、橋梁、港湾、河川等の災害復旧工事が行われますが、作業、工事においては労働災害防止対策の徹底を図ることが必要です。特に、今後もしばらくは余震が続き、大雨、強風も予想されますのでそれらを想定した対策が不可欠です。

については、建設業における基本的な労働災害防止活動を徹底し、特に、下記の対策に万全を期すよう会員各位に周知していただくようお願いいたします。

記

- 1 余震に対する対策
 - ・引き続き余震が発生しているため、緊急地震速報の作業員への早急な伝達、避難方法、避難場所の確認を徹底し、2次災害防止対策を徹底すること。
- 2 電気・通信工事における対策
 - ・高所からの墜落防止対策、高所作業車の転落防止措置、感電防止措置を講ずること。
- 3 ガス・水道復旧工事における対策
 - ・掘削作業による土砂崩壊防止対策、車両系建設機械等による災害防止対策を講ずること。
- 4 建築物等の解体・補修工事における対策
 - ・コンクリート片等の飛来、落下物による災害防止対策、高所からの墜落防止対策を講ずること。
 - ・石綿粉じんにはばく露するおそれのある作業においては、防塵マスクを着用し、ばく露、拡散防止対策を講ずること。
 - ・化学物質や有機溶剤、危険物等が存在するおそれのある場所での作業においては当該物質等へのばく露や接触等による災害防止対策を講ずること。

5 道路、橋梁、港湾等の復旧工事における対策

- ・車両系建設機械等による災害防止対策を徹底すること。
- ・構造物の解体・補修作業においては、コンクリート片等の飛来、落下物による災害防止対策、高所からの墜落防止対策を講ずること。

6 土砂崩壊災害防止対策

- ・作業箇所等を事前に十分調査し、作業計画を策定し、作業を行うこと。
- ・地山の点検者を指名して点検を行わせ、異常があれば作業を中止すること。
- ・土砂崩壊のおそれがある場合には、土止め支保工を設ける等により土砂崩壊による災害防止対策を徹底すること。

7 酸欠、一酸化炭素中毒防止対策

- ・酸欠のおそれのある場所においては、酸素濃度を測定し、強制換気を徹底すること。
- ・換気の不十分な場所での内燃機関の使用を禁止すること。

新規学卒者に対する採用内定の確保について（お願い）

3月11日に発生しました「東北地方太平洋沖地震」につきましては、宮城県を中心に多くの方々が被災され、死者、行方不明者数は「阪神・淡路大震災」を上回り、戦後最大の未曾有の災害となってしまいました。

被災された貴団体の会員やその御家族、役職員の皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

県では、地震発生後、速やかに「災害対策本部」を設置し、国や市町村、多くのボランティアの皆様と力を合わせ、行方不明者の搜索や被災された皆様への生活支援、ライフラインの復旧などに全力で取り組んでおります。

今後は、被災された方々が一日でも早く安心して生活ができるよう、国と連携して就労支援に取り組んでまいりたいと考えております。特に、この春の新規学卒者につきましては、宮城県の復興を担う若い力として、希望に満ちて、新たな社会へ飛び立ってほしいと思っております。

つきましては、貴団体におかれましては、大変厳しい経済情勢の中、被災された会員の皆様の生活再建や事業再開などの取組は、さらに厳しい状況にあると認識しておりますが、宮城県の将来を担う新規学卒者の採用内定の取消しを極力行わないよう、会員の皆様への御周知について格別の御配慮をお願い申し上げます。

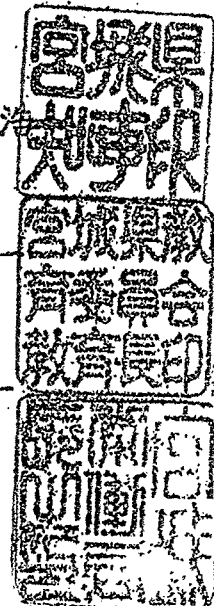
平成23年3月22日

社団法人宮城県経営者協会
会長 幕田 圭 一 殿

宮城県知事 村井 嘉浩

宮城県教育委員会
教 育 長 小林 伸

宮城労働局長 小山 浩





東北地方太平洋沖地震に伴う措置等のポイントについて

1 事業活動が縮小した場合の雇用調整助成金の利用について

「雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）」とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。今回の地震に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用できます。

【主な支給要件】

最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

【厚生労働省ホームページリンク先】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a09-1.html>

2 労働基準法第26条（休業手当）の適用について

今回の地震で、事業所の施設・設備が直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、休業の原因が事業主の関与の範囲外のものであり、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当すると考えられますので、原則として、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業には該当しないと考えられます。したがって、使用者に休業手当の支払義務はないと考えられます。

【厚生労働省ホームページリンク先】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015klk-img/2r98520000015kn8.pdf>

3 雇用保険失業給付の特例措置について

- (1) 雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡をいただければ、失業の認定日を変更することができます。
- (2) 交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きをすることができます。
- (3) 今回の地震で、事業所が休止・廃止したために、
 - ① 休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくとも失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できます（休業）。
 - ② 一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても失業給付を受給できます（離職）。

【厚生労働省ホームページリンク先】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouhoken07.pdf>

4 労災保険給付の請求手続きについて

被災された方が所属していた事業所や療養給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由で、事業主や診療担当者の証明を受けることが困難な場合には、当該証明がなくとも請求書を受理する等各労働基準監督署で弾力的な運用を行っています。

【厚生労働省ホームページリンク先】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015j3l.pdf>

支給要件等の概要・詳細については、各項目の厚生労働省ホームページを参照、又は次の各機関にお問い合わせください。

- ・ 1及び3については、宮城労働局職業安定課又は各ハローワークに
- ・ 2及び4については、宮城労働局監督課（4については労災補償課）又は各労働基準監督署に

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
東北地方太平洋沖地震に伴う対応について

まずご覧ください

働きたい・働いている皆さまへ

■ 雇用保険失業給付の特例措置が設けられています

- 雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡をいただければ、失業の認定日を変更することができます。
- 交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きをすることができます。
- 今回の地震で、事業所が休止・廃止したために、
 - ・ 休業を余儀なくされ、賃金を受取ることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できます（休業）。
 - ・ 一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても失業給付を受給できます（離職）。

※ 災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業した場合または一時的な離職をした場合が対象となります。

※ 上記の失業給付は、雇用保険に6カ月以上加入しているなどの要件を満たす方が対象となります。

● 労災保険給付は弾力的に対応しています

今回の地震により、被災された方が所属していた事業所や療養給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由で、事業主や診療担当者の証明を受けることができないなど困難を来す場合が予想されることから、これらの証明がなくとも労働基準監督署で労災保険給付に係る請求書を受理する等弾力的に対応しています。

※ 詳しくは、特別相談窓口までお願いします。

■ 特別相談窓口について

震災に関連した労働・雇用面についての各種相談に対応するため、宮城労働局、労働基準監督署、ハローワークに特別相談窓口（※）を設置しています。

たとえば、次のような相談に対応させていただきます。

- ・ 賃金・解雇・休業手当等労働条件、労働安全衛生や労災保険給付に関する事 など（労働基準関係）
- ・ 雇用保険給付、離職した方の職業紹介、新規学校卒業予定者などの採用内定取消しに関する事 など（職業安定関係）

- 上記の相談について、労働基準監督署では労働基準関係、ハローワークでは職業安定関係に対応しております。

※ 特別相談窓口につきましては、裏面を参照願います。

震災に伴う関連情報

健康相談、休業手当のQ&A、採用内定取消しへの対応など、震災に伴う関係情報の周知・広報のため、厚生労働省のホームページが随時更新されています。

【厚生労働省ホームページアドレス】

<http://www.mhlw.go.jp/>

※ 主な関係情報とその概要については裏面を参照願います。



宮城労働局・労働基準監督署・ハローワーク

<http://www.miyarou.go.jp/>

特別相談窓口一覧（※1）

宮城労働局総務部企画室	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎7階 企画室	022-299-8834
-------------	--	--------------

○ 労働基準監督署

仙台	〒983-8507 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎1階	022-299-9071
石巻	〒986-0832 石巻市泉町4-1-18石巻合同庁舎	0225-22-3385
古川	〒989-6161 大崎市古川駅南2-9-47	0229-22-2112
大河原	〒989-1246 柴田郡大河原町字新東24-25	0224-53-2154
瀬峰	〒989-4521 栗原市瀬峰下田50-8	0228-38-3131

○ ハローワーク

仙 台	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル3～5F	022-299-8811
大 和（出張所）	〒981-3626 黒川郡大和町吉岡南2-3-15	022-345-2350
石 巻	〒986-0832 石巻市泉町4-1-18石巻合同庁舎	0225-95-0158
塩釜	〒985-0001 塩釜市新浜町3-18-1	022-362-3361
古川	〒989-6143 大崎市古川中里6-7-10古川合同庁舎	0229-22-2305
大河原	〒989-1202 柴田郡大河原町字高砂町2-23	0224-53-1042
白石（出張所）	〒989-0229 白石市字銚子ヶ森37-8	0224-25-3107
築館	〒987-2252 栗原市築館築師2-2-1築館合同庁舎	0228-22-2531
迫	〒987-0511 登米市迫町佐沼字内町42-10	0220-22-8609
気仙沼（※2）	気仙沼市役所本庁舎 〒988-8501 気仙沼市八日町一丁目1番1号	0226-22-6600

- ※1 状況は刻々と変わりますので、念の為、お越しになる前に電話等で開庁しているかどうかをお問い合わせください。
 ※2 ハローワーク気仙沼が開庁につき、午前9時～午後3時の間、随時相談窓口の対応となります。

● 震災に伴う主な関連情報

- ・ 産業保険推進センター等における健康相談について
 事業者、労働者及びその家族等被災された皆さまが、メンタルヘルスを含む健康問題について電話等で相談を受けられるようにするための体制を宮城産業保健推進センターで整備しています。
- ・ 労働基準法のQ&A（第1版）
 地震に伴う休業に関する取扱いについて、「労働基準法等に関するQ&A（第1版）」を作成しています。
- ・ 採用内定取消しなどへの対応について
 新規学校卒業予定者などの採用内定取消しなどへの対応として、採用内定を得ている被災地の新卒者等が可能な限り入社できるようにすることなどを経済団体に要請しています。
- ・ 災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について
 災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について建設業団体に要請しています。
- ・ 未払賃金の立替払事業の運営について
 地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化等を行い、迅速な処理を行うこととしています。

表1: 東北地方太平洋沖地震に伴う電話相談の状況(総数)

相談日	3月26日				3月27日				両日計			
相談者数	労働者	使用者	その他	計	労働者	使用者	その他	計	労働者	使用者	その他	計
		375	93	8	476	217	81	2	300	592	174	10
相談項目数	415	97	10	522	227	83	2	312	642	180	12	834

表2: 東北地方太平洋沖地震に伴う電話相談の状況(ハローワーク関係)

相談日		3月26日				3月27日				両日計			
相談者別		労働者	使用者	その他	計	労働者	使用者	その他	計	労働者	使用者	その他	計
相談項目	雇用調整助成金関係		24		24	2	22		24	2	46		48
	雇用保険関係	138	28		166	56	21		77	194	49		243
	うち特例措置関係	82	18		100	30	21		51	112	39		151
	採用内定取消関係	3	1		4	2			2	5	1		6
	上記以外	112	21		133	78	22		100	190	43		233
相談項目計		253	74		327	138	65		203	391	139		530

表3: 東北地方太平洋沖地震に伴う電話相談の状況(労働基準関係)

相談日		3月26日				3月27日				両日計			
相談者別		労働者	使用者	その他	計	労働者	使用者	その他	計	労働者	使用者	その他	計
相談項目	休業手当・賃金など労働条件関係	146	23	8	177	84	16	1	101	230	39	9	278
	安全衛生関係	1			1	1			1	2			2
	労災保険関係	15		2	17	4	2	1	7	19	2	3	24
相談項目計		162	23	10	195	89	18	2	109	251	41	12	304

※1 複数の項目についての電話相談がなされた場合、それぞれの相談項目を計上したものであること。
 ※2 「働いている方・働きたい方」を「労働者」として計上したものであること。